

件名	愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）を原資として基金を積み増し、地域活性化等に資する事業を実施するため、事業の実施期限を1年延長する。</p> <p><u>（現行）平成24年3月31日</u> <u>（改正）平成25年3月31日</u></p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>基金の残額の処分</p> <p>基金は平成25年3月31日限りで廃止し、残高があるときは国に返還する。</p>	